

## 船舶事故調査報告書

平成26年10月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年4月23日 06時50分ごろ
発生場所	愛知県田原市赤羽根漁港東方沖 田原市所在の赤羽根港東防波堤灯台から真方位080° 4.7海里付近 （概位 北緯34° 36.8′ 東経137° 16.9′）
事故調査の経過	平成26年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第六東宝丸 <sup>とうほう</sup> 、9.10トン AC2-5143（漁船登録番号）、個人所有 13.38m (Lr) × 3.09m × 0.96m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和55年5月29日 B 漁船 東宝丸 <sup>とうほう</sup> 、8.5トン AC2-5197（漁船登録番号）、個人所有 13.75m (Lr) × 3.10m × 1.16m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、平成5年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月1日 免許証交付日 平成23年9月30日 （平成29年3月1日まで有効） 甲板員A <sub>1</sub> 男性 37歳 B 船長B 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月9日 免許証交付日 平成25年12月19日 （平成31年6月8日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（甲板員A <sub>1</sub> ） B なし
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長A、甲板員A <sub>1</sub> 、甲板員A <sub>2</sub> 及び甲板員A <sub>3</sub> が乗り組

	<p>み、B船は、船長Bが1人で乗り組み、運搬船（以下「C船」という。）と共に船団を組み、平成26年4月23日04時30分ごろ赤羽根漁港を出港し、同漁港東方沖でしらす漁の操業を行った。</p> <p>船団の船頭を兼ねている船長Bは、漁模様が思わしくないので、漁場を移動することとし、海中の漁網を収容するため、A船及びB船を停船させ、A船の右舷にB船の左舷を接舷させてA船に揚網させていた。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、A船の右舷船尾甲板で船尾方を向き、漁網に接続されたロープ（以下「本件ロープ」という。）をまたいだ姿勢で手繰りながら揚網中、船長Bが、漁網及び付属のロープ類が収容されたと思い、A船から離れようとして主機のクラッチを前進に入れたところ、B船が前進するとともに、海中に垂れていた本件ロープが、B船のプロペラに絡まり、B船に引かれて船首方へ移動し、06時50分ごろ、赤羽根漁港東方沖において、甲板員A<sub>1</sub>の左足が、本件ロープとA船の右舷船尾のビットの間に挟まれた。</p> <p>船長A、甲板員A<sub>2</sub>及び甲板員A<sub>3</sub>は、声を出して倒れた甲板員A<sub>1</sub>に気付き、船長Bに声を掛けてB船の前進を止めさせ、本件ロープを引いて甲板員A<sub>1</sub>の足を外した。</p> <p>船長Bは、甲板員A<sub>1</sub>をC船に乗せて赤羽根漁港へ向かわせ、漁業協同組合に連絡を取って救急車の手配を依頼した。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、赤羽根漁港へ到着後、救急車で病院へ搬送され、左下腿開放骨折と診断された。</p> <p>A船及びB船は、船長Aが海に潜ってB船のプロペラに絡んだロープを外した後、共に赤羽根漁港に帰った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員A<sub>1</sub>は、しらす漁の経験が約7～8年あり、本事故当時、ジャージのズボンを履き、その上から胴長を着用して長靴を履いていた。</p> <p>本件ロープは、直径が約27mmであった。</p> <p>A船及びB船の乗組員は、本事故の前日に少し風が吹いた中で操業を行ったが、本事故当日、<sup>なま</sup>風で海況が非常に良いので、安心した気持ちで操業を行っていた。</p> <p>船長Bは、甲板員A<sub>1</sub>が、ロープ等の収容を終え、目線で合図を行ったと思い、クラッチを操作した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船及びB船は、赤羽根漁港東方沖において、A船の右舷にB船の</p>

	<p>左舷を接舷し、甲板員 A<sub>1</sub>が、A 船の右舷船尾甲板で船尾方を向き、本件ロープをまたいだ姿勢で手繰りながら揚網中、船長 B がクラッチを前進に入れたことから、B 船が前進するとともに、本件ロープが B 船のプロペラに絡まって船首方に移動し、甲板員 A<sub>1</sub>の左足が本件ロープと A 船の右舷船尾のビットの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長 B は、甲板員 A<sub>1</sub>が本件ロープの収容を終えた合図を行ったものと思い、クラッチを前進に入れたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A 船及び B 船が、赤羽根漁港東方沖において、A 船の右舷に B 船の左舷を接舷し、甲板員 A<sub>1</sub>が、A 船の右舷船尾甲板で船尾方を向き、本件ロープをまたいだ姿勢で手繰りながら揚網中、船長 B がクラッチを前進に入れたため、B 船が前進するとともに、本件ロープが B 船のプロペラに絡まって船首方に移動し、甲板員 A<sub>1</sub>の左足が本件ロープと A 船の右舷船尾のビットの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>本事故後、船長 B は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本に立ち返り、漁労作業時には、安全を確認した上、次の作業に移ることを徹底した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁労作業時は、事前に取り決めた明確な合図等を確実に言い、安全を確認した上で次の作業に移ること。</li> <li>・ 漁労作業中は、作業のタイミングにより、漁網、ロープ等が移動する可能性を考慮し、危険な場所に身を置かないように注意するとともに、漁網、ロープ等が急に移動しても逃げる事ができる体勢で作業を行うこと。</li> </ul>